

本学入学を希望される皆さんへ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う教育実習等に関する対応について（重要）

2024年6月に「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が成立し、2026年12月25日に施行される予定です。

この法律により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

そのため児童生徒等への教育・保育等に関わる者（教員、保育士等）に対し、過去に性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）が求められる可能性があります。

これに伴い、教員免許状や保育士資格の取得のための教育実習等を行う学生にも、次の影響が生じる可能性がありますので、留意点をお知らせします。

【留意点】

1. 実習・活動前における「特定性犯罪前科」の確認について
以下のような実習等が予定されている場合、実習生も事業者（実習先）による性犯罪前科確認の対象となる可能性があります。
 - こどもと一対一になる場面が実習上予定されている。
 - 実習期間が長期にわたる。
 - 実習内容が「支配生・継続性・閉鎖性」を有すると判断される場面。※最終判断は実習先事業者が行います。
2. 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
3. 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
4. 性犯罪前科がある場合、教育実習や保育実習ができないことにより教員免許状や保育士資格が取得できない可能性があります。
5. 本学では、教育実習等を行う予定の学生に対し、同意書（犯罪事実確認が行われること等への同意）及び誓約書（特定性犯罪事実該当者ではない誓約）の提出をお願いする予定です。

また、実習以外でもインターンシップやボランティア活動等で児童生徒等と接する業務をする場合も、同様に犯罪事実確認が求められる可能性があります。

教員免許状及び保育士資格等の取得を希望されている方は、上記の内容を十分にご理解いただいた上で、ご出願・ご入学をご検討ください。

制度の詳細は、下記の「こども家庭庁 WEB サイト」をご覧ください。

「こども性暴力防止法」詳細（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【問合せ先：学務課教学支援部門 0562-46-1218】